

第3回米子市下水道事業運営審議会 質疑応答一覧

(1) 下水道事業経営戦略改定について

- Q1. 分流式下水道に要する経費の繰入の算定方法について。分流式下水道は工事にお金が多くかかるため、使用料収入で負担し切れない経費は、総務省のルールにより一般会計が税金で負担する。米子市は、国が示している分流式下水道に要する経費の計算シートを利用しているか。
- A1. 米子市は国の計算シートを使用しておらず、独自の計算方法を採用している。国が示している計算シートを使用すると、使用料改定をしてもその分繰入金が減り、経営が改善されない状態となる。そのため、使用料改定の有無に関わらず一定額の分流式のお金をもらえるルールにしている。
- Q2. 今後施設の統廃合として、農業集落排水処理施設を廃止して公共下水道の施設で処理を行うとのことだが、弓ヶ浜方面には関係しないことなのか。
- A2. まず、排水の処理方法は主に三つある。米子市の中心は公共下水道、成実・淀江地区周辺は農業集落排水施設、弓ヶ浜方面は合併処理浄化槽でそれぞれ処理をしている。弓ヶ浜方面は農業集落排水施設での処理地域ではないので、直接は関係しない。
- Q3. 今後の使用料について、建設改良事業として老朽化対策、地震対策、農業集落排水施設の統合を実施するために使用料を上げる必要が出てくるのか。また、令和15年度までにウォーターPPPが導入されるとさらに収支計画は変わるのか。
- A3. 使用料の検討が必要な要因は、建設改良事業を実施することよりも、維持管理費経費の増大、物価上昇、支払利息の増加である。また、ウォーターPPPの導入によって削減できる具体的な経費はまだ算出できていないため、今後の経営戦略の改定や投資財政計画を見直す際に随時反映する。
- Q4. 今後、老朽化した米子浄化場の排水処理を内浜処理場で受け入れる計画が実施されると、関係市町村のし尿の処理も行うことになるが、その場合の関係市町村の料金分担について聞きたい。
- A4. 現在米子浄化場で処理しているくみ取りトイレのし尿、合併浄化槽から出た汚泥の受け入れに関して、処理に要する施設の容量を計算し、不足部分は今後増築することを検討している。その資金は必要な容量の割合によって処理の負担額を按分し、建設費も含めて関係市町村へ請求する。処理費用の全てが米子市の負担になったり、個人がくみ取り業者に支払う料金に反映されたりすることは想定しておらず、処理費用は、各市町村の税金からもらう。また、今後処理場を改築する必要があるが、その建設費もそれぞれの割合で各市町村からもらう。

(2) ウォーターＰＰＰの導入について

Q1. ウォーターＰＰＰの導入可能性調査はいつ始めるのか。

A1. 導入可能性調査は令和 6 年度から開始している。

Q2. ウォーターＰＰＰは広域化で近隣市町村を巻き込んで行えるのか。

A2. 現時点では米子市単独で実施する予定である。米子市から近隣市町村への広域化の働きかけは行っておらず、また他市町村からの働きかけも受けていない状況である。下水道も上水道と同様に鳥取県西部地区の市町村間で共同化を検討しており、その中で、本市としては先を見据えてウォーターＰＰＰや包括民間委託の取り組みについて情報共有を行っている。

Q3. ウォーターＰＰＰの 10 年間という契約期間が少々長く感じるが、その点について聞きたい。

A3. ウォーターＰＰＰは国が推進している施策であり、そのガイドラインで契約期間は 10 年間の標準とされている。その根拠は、民間事業者の投資のしやすさや、投資の効果が実際に現れるのに 10 年程度の期間が必要ということで設定されている。

(3) 上下水道施設の一体的な耐震化について

質疑無し

(4) その他

Q1. 組織統合について、上下水道局として公営企業になった後は、下水道と上水道の収支計画は別々のままか、それとも統合するのか。

A1. 上下水道は使用料体系が別々のため、統合後も会計は別々である。ただ、組織としては一つになるため、水を流す方法とそれを処理する方法について一体的な経営を行っていく。